

**令和 2 年度**

**社会福祉法人**

**田原市社会福祉協議会**

**事業計画**

# 目次

基本方針・関係図	1
----------	---

## ◎法人運営

1 法人運営事業	2
2 結婚相談事業	2
3 共同募金配分金事業	3

## ◎地域福祉活動

4 ボランティアセンター運営事業	3
5 生活ささえあいネット事業	4
6 地域福祉ネットワーク事業	5
7 生活支援体制整備事業	5

## ◎福祉サービス利用支援

8 成年後見センター事業	6
9 日常生活自立支援事業	6
10 資金貸付事業	7
11 心配ごと相談事業	7
12 障害児相談支援事業	8
13 一般相談支援事業	8
14 特定相談支援事業	9
15 高齢者支援（地域包括支援）センター事業	9
16 生活困窮者自立相談支援事業	10
17 生活困窮者就労準備支援事業	11
18 障害福祉サービス事業	11
19 就労移行支援事業	12
20 移動支援事業	12
21 生活介護事業	13
22 日中一時支援事業	13

## ◎在宅福祉サービス（介護保険事業等）

23 居宅介護支援事業	13
24 訪問介護事業	14
25 福祉車両運行サービス事業	15
26 配食サービス事業	15
27 高齢者介護予防事業	15

## ◎施設・指定管理

28 田原福祉センター及び赤羽根福祉センター管理運営	16
----------------------------	----

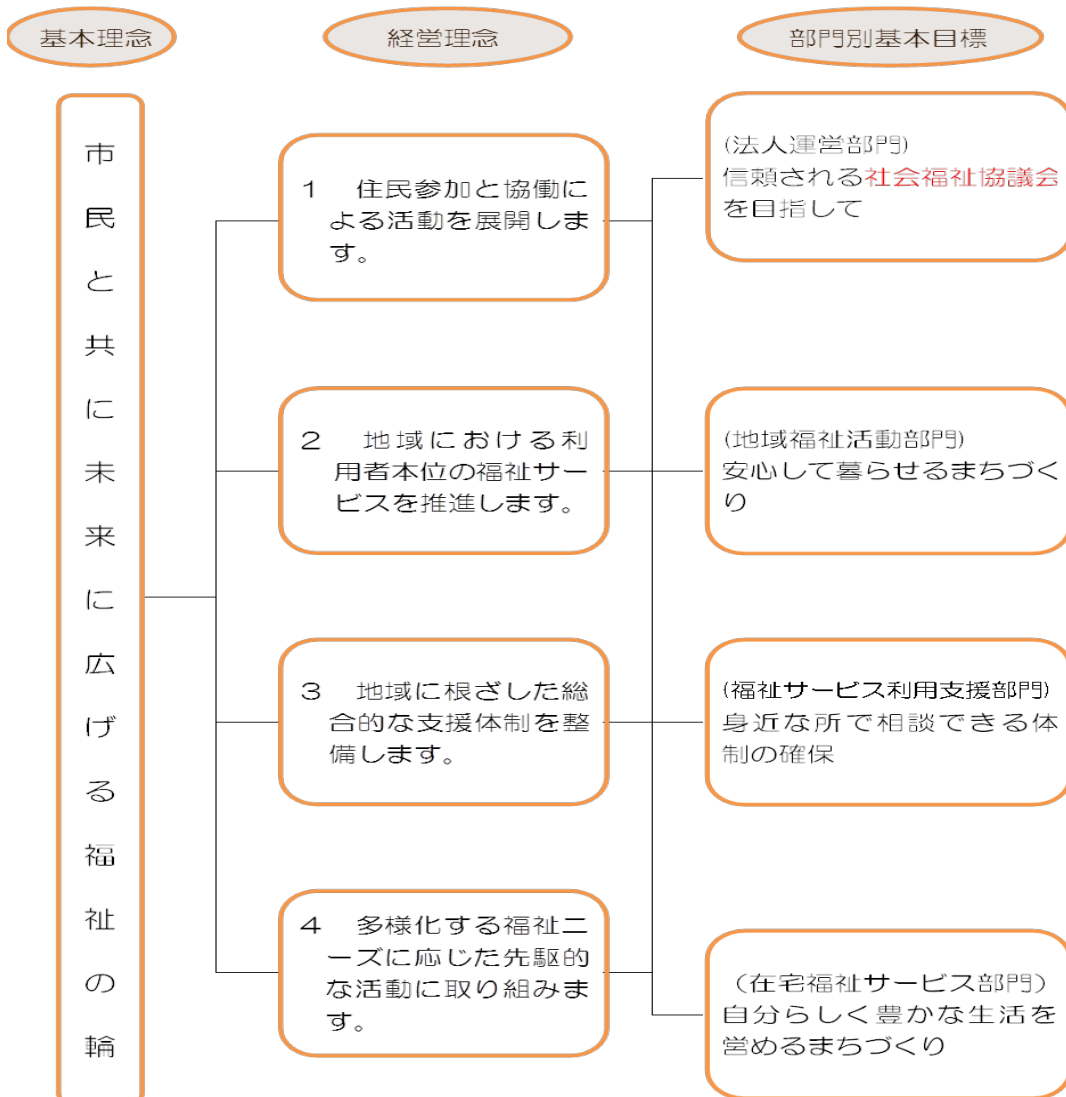
## ◎基本方針

人は、だれもが住み慣れた地域で、自分らしく安心して幸せに暮らしていくことを望んでいます。しかし、現在の私たちを取り巻く環境においては、急速な少子高齢化の進行、家族や地域社会の関係性の希薄化に加え、経済格差に伴う貧困問題など、さまざまな課題が生じています。

こうした状況の中で、田原市社会福祉協議会では、地域に暮らす高齢者や障害者をはじめ全ての市民が一人の人間として尊重され、お互いに理解しあい、共に支えあいながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現に向けて、地域との協働による事業展開を図ります。

また、本会が市民にとって本当に必要な機関、信頼される法人となるために、事業の評価・見直しはもちろんのこと、組織基盤の強化や経営の合理化を図り、存在感のある市民に求められる社会福祉協議会の構築に努めます。

基本理念を実現するための経営理念及び基本目標の関係図



## ◎令和2年度主要事業

### ○法人運営

#### 1 法人運営事業 (単位：千円)

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
69,179	72,792	△3,613

##### [目的]

社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会として、田原市社会福祉協議会の事業全体の管理、組織管理を適正に行います。

##### [主な事業内容]

市派遣職員2人、正規・再雇用職員35人、嘱託職員10人、臨時職員49人の計96人により、田原市社会福祉協議会の全事業を実施します。

- 理事会、評議員会等の開催 年3回程度
- 啓発及び広報活動 広報誌は奇数月発行(年6回)
- 法人運営全般に係る財務・人事管理、経理業務
- 職員研修(キャリアパス研修等)の計画的実施
- 福祉関係団体の活動支援
- 基盤強化計画の推進
- 福祉バスの実施
- 高齢者世話付住宅への生活援助員派遣
- 社会福祉基金及びボランティア基金の適正管理

#### 2 結婚相談事業(市受託事業) (単位：千円)

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
6,278	7,404	△1,126

##### [目的]

ふれあい相談センターを開設し、独身男女のふれあいの場等の提供を行い、深刻な結婚難の解消に繋げ、少子化対策に寄与します。

##### [主な事業内容]

- 結婚を希望する方の相談、お見合い、出会いの場の提供をします。
- 開設日 月曜日から日曜日  
(毎週水曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み)
- 職員体制 相談員2名(嘱託職員)
- 結婚等に関する相談対応
- 婚活イベントの開催 年間5回
- お見合いのコーディネート及び立会い
- 自主グループ企画支援
- 婚活支援サポーターとの情報共有を目的とした茶話会の実施

### 3 共同募金配分金事業

(単位：千円)

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
2, 8 0 6	3, 0 6 0	△2 5 4

#### [目的]

共同募金等の配分金を財源として、地域に暮らす人々が共に助け合い、安心して生活を送れるよう、様々な地域課題を解決するための活動を支援し、地域福祉の向上を図ります。

#### [主な事業内容]

自治会等への募金協力の依頼や、地域のイベントでの街頭募金の実施など、赤い羽根共同募金の周知啓発に取り組んでいきます。

- ボランティア団体の活動支援
- 福祉のつどい開催
- 敬老訪問事業
- 社会福祉活動協力校への活動助成
- おもちゃ図書館の活動支援
- 母子寡婦福祉会の活動支援

## ○地域福祉活動

### 4 ボランティアセンター運営事業（市補助・市受託事業）

(単位：千円)

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
6, 5 4 4	6, 6 4 4	△1 0 0

#### [目的]

地域の人たちが他者や地域に関心を持ち、できる時にできる事から、助け合い、分かちあえるボランティア活動に取り組めるよう支援します。

#### [主な事業内容]

幅広い分野の各種ボランティア養成講座の開催、活躍の場を広げるための情報提供、ボランティアを行う人と必要とする人とのマッチングを行い、相互の交流や連携を図ります。

- 各種講座
  - ・ボランティア入門講座（全2回）
  - ・要約筆記入門講座（全3回）
  - ・手話入門講座（全8回）
  - ・点字入門講座（全3回）
  - ・傾聴ボランティア養成講座（全2回）
  - ・レクリエーション講座（全4回）
- ボランティアコーディネート業務
  - ・ボランティアを必要とする側とボランティア活動を行う側とを結びつけるための連絡調整
- ボランティアネットワーク組織（ボランティア連絡協議会・あつみNPOネットワーク）の活動支援
- ファミリーサポートセンターの運営
- 防災ボランティアコーディネーターの養成
- 東三河ボランティア集会への参加・運営協力
- ボランティアセンター運営委員会の開催

5 生活ささえあいネット事業（市受託事業） （単位：千円）

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
10,063	9,815	248

[目的]

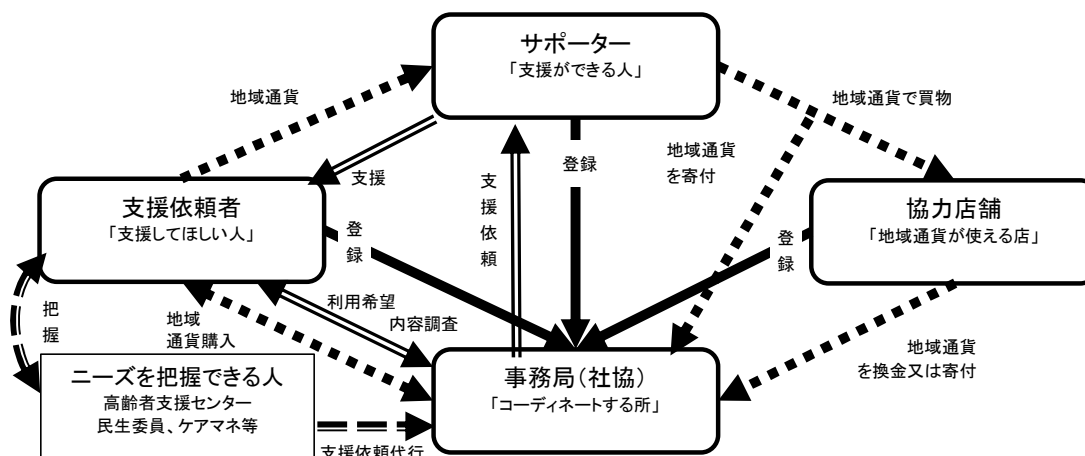
日常生活で支援が必要になっても安心して生活できる地域環境を整えるため、身近な地域での助け合いと地元商店との連携を図ります。

[主な事業内容]

公的なサービスでは対応できない日常生活で起こるちょっとした困りごとを持つ人（支援依頼者）と、地域の住民やボランティア（サポーター）が「おたがいさま」の気持ちで支え合うシステムをコーディネートします。お礼の気持ちを形にした地域通貨『菜』の発行、協力店舗に関わる手続き等を行い、共助を積極的に行う地域づくりを推進します。

- 支援依頼者、サポーター及び協力店舗の登録
- 支援依頼の受付、サポーターへの支援依頼（コーディネート）
- サポーターを対象とした研修の実施及び保険加入手続き
- 地域通貨の発行、換金及び管理

## 生活ささえあいネット制度概要図



### 6 地域福祉ネットワーク事業（市受託事業） （単位：千円）

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
8,308	8,288	20

#### [目的]

地域住民が相互に協力して障害者や高齢者等に対して支援を行うためのネットワークづくり、地域づくりを推進し、小地域での居場所を提供することで地域福祉の増進を図ります。

#### [主な事業内容]

- 福祉関係事業者やボランティア（団体・個人）、その他の社会資源との連携並びに地域課題について情報交換
- 小地域での交流の場として、シルバーサロン・コミュニティサロンの運営
- 新規の自主サロン活動グループの育成
- 保育園児とサロン参加者等との交流会を支援
- 学童とサロン参加者等との交流会を支援
- 小・中・高校における福祉教育啓発活動や実践教室での講師派遣調整
- 小地域活動を支援するための講座、映画会の開催

### 7 生活支援体制整備事業（市受託事業） （単位：千円）

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
10,400	6,332	4,068

#### [目的]

高齢単身者や夫婦のみ世帯、認知症高齢者等の増加に伴い生活支援ニーズが多様化するなか、既存の介護サービス事業所によるサービスだけでなく、地域住

民が担い手となった社会資源・サービスの充実が図られるよう、生活支援等の体制整備に向けた調整役として生活支援コーディネーター（第二層）を配置し、助け合い活動の創出に向けた地域情報の交換の場（協議体）の開催とネットワークの構築といった生活支援・介護予防サービスの基盤整備を推進します。

[主な事業内容]

- 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
  - ・地域の生活をささえあうための活動に関するニーズの把握、課題整理
  - ・地域資源に関する資料の更新又は集約活動
  - ・地域の困りごとを我が事と捉え、地域住民が主体的にできることは何かを考えるきっかけづくり
- 関係機関（自治会、高齢者支援センター等）とのネットワークの構築
- 生活支援の担い手（ボランティアやサロン運営者）の養成やサービスの開発
- 必要時、個別ケア会議への出席

**○福祉サービス利用支援**

**8 成年後見センター事業（市受託事業）** （単位：千円）

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
12,647	16,187	△3,540

[目的]

判断能力が十分でない障害者や高齢者の日常生活上必要な契約行為・財産の管理、権利侵害に対して、本人やその親族等養護者を支援することにより、本人の利益や権利の擁護に努めます。

[主な事業内容]

- 判断能力が不十分な方の権利擁護に関する相談対応
- 成年後見制度の申立支援（市長申立が必要な対象者への支援含む）
- 成年後見センター運営委員会の開催
- 法人後見人・法人後見監督人の受任
- 親族後見人等の相談対応
- 成年後見・権利擁護に関する啓発事業等の開催
- 日常生活自立支援事業利用に関する相談対応、支援
- 市民後見人等養成の検討

**9 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）** （単位：千円）

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
1,007	855	152



[目的]

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など判断能力が十分でない方のために、福祉サービスを利用する際の援助などを行うことで、自立した生活が送れるよう支援します。

[主な事業内容]

○福祉サービスの利用援助（相談・助言・情報提供、連絡調整、代行、代理）
○日常的金銭管理サービス
○書類等の預かりサービス

10 資金貸付事業 (単位：千円)

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
577	677	△100

[目的]

経済的、社会的基盤の不安定な低所得世帯等に対し、低利又は無利子で福祉資金の貸付を行い、償還指導や生活援助活動を通して世帯の安定と自立を図ります。

[主な事業内容]

○生活福祉資金の貸付
○くらし資金の貸付

11 心配ごと相談事業（市受託事業） (単位：千円)

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
1,943	2,173	△230

[目的]

市民の日常生活上のあらゆる心配ごとへの相談に応じ、弁護士等の相談員と連携し、適切な助言、指導等を行うことにより解決に導き、福祉の増進を図ります。

[主な事業内容]

○田原福祉センター	奇数月2回（原則第1・第3水曜日）
	偶数月3回（原則第1・第3水曜、第4木曜日）
	午後1時～午後4時
○赤羽根福祉センター	隔月1回（偶数月第2水曜日）
	午後1時～午後4時
○渥美福祉センター	毎月1回（原則第1火曜日）
	午後1時30分～午後4時

1 2 障害児相談支援事業 (単位:千円)

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
66	252	△186

[目的]

児童福祉法等関係法令に基づく指定事業所として、障害のある児童やその家族の地域生活を支援します。

[主な事業内容]

障害のある児童が障害福祉サービスを利用するため、障害児支援利用計画書を作成し、サービス利用支援や訪問等によるモニタリングを行います。

- 田原市社協相談支援事業所  
 営業日 月曜日から金曜日まで  
 (祝日、12月29日～翌年1月3日を除く)
- ・障害児支援利用計画書の作成、福祉サービスの利用援助
  - ・モニタリングの実施
  - ・障害児の居宅での生活について、必要な情報及び助言その他必要な援助

1 3 一般相談支援事業 (単位:千円)

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
51	41	10

[目的]

障害者総合支援法等関係法令に基づく指定事業所として、精神科病院に長期入院している方を対象に、退院後に地域で安心して生活できるよう、地域移行支援や単身で生活に不安がある方に、地域定着支援を行います。

[主な事業内容]

- 田原市社協相談支援事業所  
 営業日 月曜日から金曜日まで  
 (祝日、12月29日～翌年1月3日を除く)
- ・地域移行支援 (精神科病院に長期間入院している方や、障害者支援施設に入所している方を対象に、退院や退所後に地域に移行して安心して生活できるよう住居確保、体験宿泊支援、障害福祉サービス利用調整等の支援)
  - ・地域定着支援 (病院や施設から退院・退所した方、地域生活が不安定な方を対象に、常時の連絡体制を築き、緊急の事態等に対応する支援)

1.4 特定相談支援事業（市受託事業）（単位：千円）

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
19, 112	19, 189	△77

[目的]

障害者総合支援法等関係法令に基づく指定事業所として、障害者等を対象に、障害福祉サービス利用計画書を作成し、適切なサービス提供を行います。

[主な事業内容]

不安の解消や、余暇活動等、日常生活の様々な相談に応じる他、就労希望障害者に対して、障害者雇用が可能な企業等を開拓し、就労支援を推進していきます。

○田原市社協相談支援事業所

営業日 月曜日から金曜日まで

(祝日、12月29日～翌年1月3日を除く)

- ・サービス等利用計画書の作成、福祉サービスの利用援助
- ・モニタリングの実施
- ・社会資源を活用するための支援
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・権利の擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介
- ・就労に関する支援
- ・生活保護被保護者への就労支援
- ・市内の障害者等のニーズの把握に関する業務
- ・地域自立支援協議会各会議の運営に関する業務
- ・介護保険サービスとの併用世帯や権利擁護を必要とする障害者に関する相談支援業務等

1.5 高齢者支援（地域包括支援）センター事業（市受託事業）（単位：千円）

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
36, 883	42, 513	△5, 630

[目的]

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、介護、保健、医療、福祉の増進を包括的に支援します。

[主な事業内容]

<p>○主センター 赤羽根福祉センター内 サブセンター 渥美福祉センター(ライフランド)内 営業日 月曜日から金曜日まで(祝日、12月29日～翌年1月3日を除く)携帯電話への転送機能を使用し、24時間365日の相談対応を行います。</p> <p>○総合相談支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な相談支援</li> <li>・独居及び高齢者のみ世帯への訪問による生活状況の確認と課題の早期発見</li> </ul> <p>○権利擁護業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待の防止、消費者被害の防止活動</li> <li>・成年後見制度、日常生活自立支援制度活用の促進</li> </ul> <p>○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の介護支援専門員と関係機関の連携支援</li> <li>・困難事例の相談受付及び同行訪問等の支援</li> <li>・事例検討会・研修会の実施</li> </ul> <p>○介護予防に係るケアマネジメント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業対象者、要支援認定者の自立した日常生活の支援</li> <li>・介護予防に取り組む必要がある高齢者の把握及び介護予防に関する教室への参加促進</li> </ul> <p>○多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の保健・福祉・医療サービス・ボランティア等の連携支援</li> <li>・生活支援コーディネーター、地域コミュニティと連携して社会資源を把握</li> </ul> <p>○認知症に関する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症に関する正しい知識の周知・啓発活動</li> <li>・認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守る体制の構築</li> </ul> <p>○地域ケア会議の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種協働による個別ケースの検討及び問題解決</li> <li>・個別ケースの課題分析等を通じた地域課題の発見と地域づくり検討</li> </ul>
---

16 生活困窮者自立相談支援事業(市受託事業) (単位:千円)

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
16,745	11,876	4,869

[目的]

さまざまな困難から生活に窮していたり、社会的に孤立している人へ包括的な相談支援を行うことにより、生活保護に至る前の自立支援を図ります。

[主な事業内容]

生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえた支援を行うとともに、必要に応じて個別の「自立支援計画」を作成します。職員を適切に配置し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

○職員体制
・主任相談支援員兼就労支援員 1人
・相談支援員 2人
○利用対象者
現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方

17 生活困窮者就労準備支援事業（市受託事業） (単位：千円)

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
3,480	3,610	△130

[目的]

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に、生活習慣確立のための指導等を行い、日常・社会生活の自立を支援します。

[主な事業内容]

就労に向けた準備として、日常生活自立、社会生活自立支援段階から有期で訓練を実施し、社会、就労への第一歩を支援します。

○職員体制
就労準備支援員 1人（田原福祉センター）
○利用対象者
生活リズムが崩れている等の理由により、就労にむけた準備が整っていない生活困窮者等

18 障害福祉サービス事業 (単位：千円)

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
11,491	10,708	783

[目的]

障害者総合支援法等関係法令に基づく指定居宅介護事業所として、利用者が居宅において自立した日常生活や社会生活を営むことを支援します。

[主な事業内容]

必要な居宅介護及び同行援護を適切に行います。

○田原市社協ヘルパーステーション
営業日 月曜日から日曜日まで
(第3日曜日、12月29日～翌年1月3日を除く)

19 就労移行支援事業

(単位:千円)

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
22,755	17,307	5,448

[目的]

障害者総合支援法等関係法令に基づく指定事業所として、一般企業への就職を希望し、雇用される見込みのある障害者に対して、「安心して働き続けること」を目標に支援をします。

[主な事業内容]

本人の意向、適性に基づいた計画書を作り、施設内での就労訓練や職場実習等を行うことにより、「早期の就労」を図るとともに就労後の定着支援を行います。

<p>○多機能型事業所田原市社協・就労定着支援事業所</p> <p>営業日 月曜日から金曜日まで (祝日、12月29日～翌年1月3日を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援計画の作成</li> <li>・就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練</li> <li>・生産活動の機会の提供</li> <li>・実習先企業等の紹介</li> <li>・就労への移行に向けた求職等の支援</li> <li>・就労後の職場定着のための支援</li> </ul>
---

20 移動支援事業

(単位:千円)

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
7,737	7,128	609

[目的]

田原市等の地域生活支援事業の指定事業所として、障害者児の余暇支援等が適切に行えるよう外出援助を行います。

[主な事業内容]

利用者が映画、コンサート等各種イベントに参加する際の外出支援を行います。

<p>○田原市社協ヘルパーステーション</p> <p>営業日 月曜日から日曜日まで (第3日曜日、12月29日～翌年1月3日を除く)</p>
--

## 2 1 生活介護事業 (単位:千円)

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
34,646	33,286	1,360

### [目的]

障害者総合支援法の指定事業所として、障害者の日中における日常生活訓練、創作、作業活動等の場を確保するとともに、適正な障害福祉サービスを提供し、家族の就労や日常生活の介護負担を軽減します。

### [主な事業内容]

居宅に近い環境の中で、地域及び家族との結びつきを大切にし、作業活動、社会参加活動、余暇活動等を行い、生きがいや居場所づくりを行います。

○田原市社協生活介護事業所なのはな（18歳以上の障害者を対象）  
 営業日 月曜日から金曜日まで  
 （8月13日から8月15日、12月29日～翌年1月3日を除く）及び「成人の日」「海の日」「敬老の日」「スポーツの日」

## 2 2 日中一時支援事業 (単位:千円)

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
4,325	5,736	△1,411

### [目的]

田原市地域生活支援事業の指定事業所として、障害者児の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労や日常生活の介護負担を軽減します。

### [主な事業内容]

田原市地域生活支援事業（給付事業）実施要綱に基づき、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な訓練等を行います。

○田原市社協日中一時支援事業所  
 営業日 土曜日及び祝日  
 田原市立学校等管理規則に定められる休業日の期間中は月曜日、火曜日、木曜日から土曜日まで  
 （8月13日から8月15日、12月29日～翌年1月3日を除く）及び学校長期休業日並びにこどもの日の後の最初の土曜日

## ○在宅福祉サービス（介護保険事業等）

## 2 3 居宅介護支援事業 (単位:千円)

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
73,064	76,706	△3,642

[目的]

介護保険法の居宅介護支援事業の指定事業所として、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して介護支援を行います。

[主な事業内容]

事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

- |                                    |
|------------------------------------|
| ○田原市社協あかばねケアプランセンター                |
| ○田原市社協あつみケアプランセンター                 |
| 営業日 月曜日から金曜日まで                     |
| (祝日、12月29日～翌年1月3日を除く)              |
| ・各種介護相談対応、申請援助                     |
| ・要介護者等の在宅生活を支える居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成 |
| ・施設入所等の相談対応                        |
| ・入退院時の医療機関との連携                     |
| ・他市町村からの要介護認定調査依頼の受託               |

2.4 訪問介護事業

(単位：千円)

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
35,104	35,868	△764

[目的]

介護保険法の訪問介護及び介護予防訪問サービス事業の指定事業所として、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。

[主な事業内容]

利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行います。

また、市受託事業として、「障害児童・生徒学校介助員派遣事業」を実施します。

- |                          |
|--------------------------|
| ○田原市社協ヘルパーステーション         |
| 営業日 月曜日から日曜日まで           |
| (第3日曜日、12月29日～翌年1月3日を除く) |



2 5 福祉車両運行サービス事業 (単位:千円)

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
2, 4 9 4	2, 3 7 8	1 1 6

[目的]

高齢や障害により自力で公共交通機関を利用することが困難な方を会員とし、医療機関や公共施設などへの移動手段として福祉車両の運行を提供することで、在宅福祉の支援に努めます。

[主な事業内容]

○営業日 月曜日から金曜日まで (祝日、12月29日～翌年1月3日を除く) 午前8時30～午後5時15分
○利用料金は、利用者の自宅から目的地までの距離とする
○発着のどちらかが、田原市内であることが条件

2 6 配食サービス事業 (市受託事業) (単位:千円)

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
8, 2 8 4	8, 5 6 8	△2 8 4

[目的]

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯へ昼食の配達と、配達時での安否確認を行い、在宅福祉の支援に努めます。

[主な事業内容]

○営業日 月曜日から金曜日まで (祝日、12月29日～翌年1月3日を除く)
○利用者本人の負担は食事代実費

2 7 高齢者介護予防事業 (市受託事業) (単位:千円)

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
1, 7 6 1	2, 5 6 4	△8 0 3

[目的]

在宅で生活している高齢者の方が、できる限り要支援状態や要介護状態にならないように、生きがいや健康づくり活動などの介護予防事業を実施して、地域で自立した生活が確保できるように支援します。

[主な事業内容]

○閉じこもり予防教室 市民館等の12会場で毎月1回開催
--------------------------------

## ○施設・指定管理

### 28 田原福祉センター及び赤羽根福祉センターの管理運営事業(単位:千円)

令和2年度予算	令和元年度予算	増減
49,783	59,313	△9,530

#### [目的]

田原福祉センター及び赤羽根福祉センターの指定管理者として、利用者層を拡大し、高齢者、障害者等の福祉の向上、健康増進及び地域福祉の推進を図ります。

#### [主な事業内容]

施設の適切な管理運営を行うとともに地域福祉活動の拠点として、ボランティア活動の更なる推進と、当該施設を利用した高齢者、障害者の社会参加の促進や健康の保持、また季節行事を取り入れた各種事業を実施します。

施設名	田原福祉センター	赤羽根福祉センター
所在地	赤石二丁目2番地	赤羽根町赤土1番地
開館時間	午前8時30分～午後9時	午前8時30分～午後5時
休館日	国民の休日 12月29日～翌年1月3日 指定管理者が必要と認めた日	土曜日及び日曜日 国民の休日 12月29日～翌年1月3日 指定管理者が必要と認めた日
施設内事業所等	田原市社会福祉協議会 (成年後見センター、ボランティアセンター、ふれあい相談センター、障害者就労移行支援事業所) 田原市シルバー人材センター 豊川保健所田原保健分室 障害者総合相談センター こども発達相談室 田原市地域職業相談室	田原市社会福祉協議会 (高齢者支援センター、あかばねケアプランセンター、ヘルパーステーション、生活介護事業所、日中一時支援事業所) 赤羽根デイサービスセンター(福寿園) 赤羽根診療所